

寒川町告示第50号

平成28年度国民健康保険料の料率を次のとおり決定したので、寒川町国民健康保険条例（昭和34年寒川町条例第8号）第16条第3項、第16条の6の6第3項及び第16条の11第3項の規定により告示する。

平成28年6月1日

寒川町長 木村俊雄

1 料 率

(1) 所 得 割

基 礎 賦 課 額 (医療分)	100分の 6.89
後期高齢者支援金等賦課額 (支援金分)	100分の 2.60
介護納付金賦課額 (介護分)	100分の 2.30

(2) 被保険者均等割 (1人につき)

基 礎 賦 課 額 (医療分)	27,300円
後期高齢者支援金等賦課額 (支援金分)	10,200円
介護納付金賦課額 (介護分)	12,000円

(3) 世帯別平等割 (1世帯につき)

基 礎 賦 課 額 (医療分)	27,400円
後期高齢者支援金等賦課額 (支援金分)	10,200円
介護納付金賦課額 (介護分)	8,400円